

とちぎ広域消防事務組合消防職員委員会に関する規則

〔平成 28 年 3 月 18 日〕
規則 第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 17 条第 3 項の規定に基づき消防長に準ずる職について及び法第 17 条第 4 項の規定に基づき消防職員委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項について定めるものとする。

(消防長に準ずる職)

第 2 条 法第 17 条第 3 項の規則で定める消防長に準ずる職は、消防局次長及び消防局総務課長とする。

(委員長)

第 3 条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議を主宰する。

(委員の定数)

第 4 条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は 18 人とする。

- (1) とちぎ広域消防局 4 人
- (2) 帯広消防署 4 人
- (3) 音更消防署、士幌消防署、上士幌消防署及び鹿追消防署 2 人
- (4) 清水消防署、芽室消防署及び新得消防署 2 人
- (5) 広尾消防署、大樹消防署、更別消防署及び中札内消防署 2 人
- (6) 幕別消防署、池田消防署、豊頃消防署及び浦幌消防署 2 人
- (7) 足寄消防署、本別消防署及び陸別消防署 2 人

(委員の指名)

第 5 条 消防局長は、組織区分ごとに当該組織区分に所属する消防職員のうちから委員を指名する。この場合において、組織区分ごとに指名する委員の半数については、当該組織区分に所属する消防職員からの推薦に基づき指名するものとする。

2 委員である消防職員が委員として指名された組織区分に所属しなくなった場合においては、当該消防職員は委員でなくなるものとする。

(委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、委員に欠員を生じたとき新たに指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き 2 期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(意見取りまとめ者)

第 7 条 消防局長は、消防職員から提出された意見を取りまとめて委員会に提出する者（以下「意見取りまとめ者」という。）を消防職員からの推薦に基づき指名するものとする。ただし、意見取りまとめ者は、委員を兼任できないものとする。

2 意見取りまとめ者の定数は、7 人とする。

3 意見取りまとめ者の任期は、2 年とする。ただし、意見取りまとめ者に欠員を生じた

とき新たに指名された意見取りまとめ者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 4 意見取りまとめ者は、これを再任することができる。ただし、任期が引き続き2期を超えることとなる場合は、この限りでない。

(消防職員の意見の提出)

第8条 消防職員は、法第17条第1項各号に掲げる事項に関して、別記様式により意見取りまとめ者を経由して委員会に意見を提出することができる。ただし、消防職員が意見取りまとめ者を経由することに支障があると考える場合においては、直接委員会に意見を提出することができる。

- 2 意見取りまとめ者は、取りまとめた意見を委員会に提出する際に、委員会に対し当該意見に関する補足説明を行い、又は委員会制度の目的の達成に資するよう当該制度の運用に関し意見を述べることができる。

(委員会の会議及び議事等)

第9条 委員会の会議は、毎年度の前半に1回開催することを常例とするとともに、必要に応じ、開催する。

- 2 委員会の会議は、委員長が招集する。この場合において、委員に対し、会議を開く日の2週間前までに、会議の日時、場所及び審議時間並びに審議の対象となる消防職員から提出された意見の概要を、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、会議を開く日までに当該意見を審議の対象とするか否かの取扱いをそれぞれ通知するものとする。

3 委員会は、消防局長が定める期日までに提出された消防職員の意見について審議する。

- 4 委員会の会議は、委員の総定数の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができず、その議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

- 5 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持するため必要な措置をとることができる。

(委員会の意見)

第10条 委員会は、審議の結果を消防局長の定める区分に分類し、消防職員から提出された意見と併せて消防局長に提出するものとする。

(委員会の審議の結果等の周知)

第11条 委員会は、意見を提出した消防職員及び意見取りまとめ者に対し、当該意見の委員会での審議の結果及び当該結果に至った理由を通知するとともに、消防職員全員に対し、委員会の消防局長に対する意見を含めた審議の概要を周知するものとする。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、消防局総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附 則 (平成28年3月18日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式（第8条関係）

意 見 書

提出者所属名	意見提出日 年 月 日	※2 整理番号
提出者職氏名	※1 意見取りまとめ者受付 年 月 日	
※1 意見取りまとめ者氏名	※2 受 付 年 月 日	

とちぎ広域消防事務組合消防職員委員会に関する規則第8条の規定により、意見を提出します。	
件 名	
区 分	1 消防職員の勤務条件及び厚生福利 2 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品 3 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設
現 状	
意見の内容	

備考

- 1 ※1欄は意見取りまとめ者が記入し、※2欄は空欄とすること。
- 2 必要な資料があれば添付すること。